

「家族経営協定」で 新しい時代をひらく

農業経営や
暮らしについて
話し合おう



家族経営協定に 取り組もう

家族経営協定は、家族内の話し合い運動です。家族構成員の各人が農業に意欲的に取り組むとともに、農業経営の発展の方向を明確にして行くためには、家族内の話し合いが基本となり、また、その話し合いの成果を生かす取り組みが必要です。

そこで、男女がともに各世代がともに、対等な立場で話し合いを進め、農業経営や暮らしの現状確認を出発点とし、家族各人の立場や働き方の明確化、確かな経営計画や生活設計の樹立等を図り、家族全体や個々人の夢を実現していくための「家族経営協定」に取り組んでみませんか。

このリーフレットでは、家族経営協定について、①経営や暮らしに生かすための手順(P.3)、②家族内で話し合いを行う時のポイント(P.4~5)、③活用できる制度上のメリット(P.6~7)、④地域をあげて普及推進にどう取り組むか(P.8~9)、⑤先進事例(P.10)などを主要な内容としています。

新しい時代の農業の確立を目指して、地域に根差しかつ農業生産の主軸を担ってきた家族農業経営が、その内からも外からも取り組み状況が分かりやすく、一層魅力的な存在となって行くために、家族経営協定は重要な役割を果たすものと考えられます。



家族経営協定を 経営・暮らしに生かす手順

1

まずは現状を見つめ直す

家族みんなの話し合いで、まずは経営や暮らしの現状を見つめ直します。その上で、家族の就業条件・生活条件をめぐる課題、経営上の改善すべき点等を明らかにしましょう。



2

対応策を検討する

家族構成員の就農意欲の向上・経営内での立場の明確化を図るための対応方向を考えます。また、簿記記帳等の計数管理を踏まえて、これからの経営目標・方針を検討しましょう。



3

協定書に調印する

話し合いに基づいて、経営や暮らしの実態にあった協定書を作成して行きます。協定締結にあたり、第三者の立会人を入れることで、当事者一人ひとりの意識を高めることにもつながります。



4

協定内容の点検・充実を図る

協定締結後は、協定内容の実施状況を点検したり、協定書を生かしつつ、家族内の話し合いを進め、絶えず経営や暮らしの改善・充実に努めて行きましょう。

家族経営協定締結に向けて 家族で話し合う時のポイント

1

就業条件の整備

●労働報酬の支払いや収益の分配は

労働の対価としての報酬、経営の寄与に応じた収益の分配等について、各人の額やその支払方法を定めているか

●労働時間は

日々の労働時間を把握しているか、休憩時間を決めているか、農繁期における労働時間の歯止めはあるか

●休日は

休日を決めているか、休日取得に向けて家族内での調整・作業分担等を行っているか、酪農家の場合にはヘルパー制度活用の状況はどうなっているか

●快適な作業環境を作るための工夫は

安全対策を含む作業環境の整備に努めているか



2

経営管理の充実

●簿記記帳は

現状の簿記記帳は単式か複式か、記帳の主担当は誰か、記帳を踏まえて情報を家族内で共有化しているか、記帳を通じてどのような点が明らかになったか

●税務申告は

現状の申告は白色か青色か、青色にした後どのような効果があったか

●経営方針の協議の状況は

定期的に家族会議を行っているか、家族構成員各人の意見は反映されているか、長期の経営方針やそれに基づく短期の活動計画を組み立てているか



家族経営協定は、家族の話し合いを基本とする取り組みです。
次の①～④の視点を参考にしつつ、話し合いを進めてみましょう。
話し合った成果を整理し、それをみんなで継続的に生かして行くために、
さらに協定書づくりを進めて行きましょう。

3 円滑な世代交代

● 経営権の移譲は

家族内で次世代への経営権の移譲をどのように進めるか、経営の意思決定について既に後継者世代が主になって判断している部分はあるか

(※ここで言う経営権とは、経営の対外的な代表権や、
経営上の最終的な意思決定権のこと)

● 経営資産の移譲は

経営資産の移譲の時期や方法を決めているか、
既に後継者が譲り受けている経営資産はあるか

● 相続への対応は

兄弟姉妹間で将来の相続をめぐり合意している
ことはあるか、相続が発生しても経営規模が細分
化されない対策を立てているか



4 生活面のルール化

● 家事労働は

家事の役割分担をしているか、家事労働を適正に評価しているか、
家事や育児をめぐり家族内でよく協力し合っているか

● 家計の管理は

月々の家計費の額を定めているか、家計簿は記帳しているか、家
計支出の節約対策を家族全体で進めているか

● 家族の住まい方は

快適に住むための工夫をしているか、後継者が結婚した後の間取りを考えているか

● 老後生活の備えは

老後の生活設計を立てているか、農業者年金に加入しているか、将来の介護への対応を考えているか

● 防災対策は

緊急時の対応や、避難場所などを家族で確認しているか、地域の防災活動に家族で参加しているか



家族経営協定に取り組む中で活用できる制度上のメリット

家族経営協定は、家族内の話し合いを着実に進めるための手段の一つですが、同時に、協定内容を実行する中で、農政上の関連制度を有効に活用することにもつながります。

協定締結を要件とした、各種の制度上のメリットとして、例えば、次のようなものがあります。



1 認定農業者制度を生かす時に

女性や後継者が、農業経営内で実質的に「共同経営者」として活躍している場合には、家族経営協定の締結を通じて、認定農業者制度のもとでの、いわゆる「夫婦共同申請」や「親子共同申請」を行う場合があります。

「一経営につき一人の経営主」という固定観念を打破し、各人が認定農業者となって、経営陣の一角を担っているという立場を確立することは、当事者の意欲を高め、また、各種の政策支援を受ける機会の拡大にもつながります。

家族各人が「共同経営者」として一層活躍できる場を築くために

2 農業者年金の有利な加入を図る時に

農業者の老後生活の安定に向けて、国民年金(基礎年金)の上乗せとして農業者年金制度が設けられています。ところが、同制度における加入者の性別間の割合は、男性が圧倒的に多いのが現状です。

農業者年金には、青色申告を行う認定農業者等と、家族経営協定を締結する女性(配偶者)や後継者に対し、保険料の政策支援の仕組みがあり、これを活用して、男女がともに老後保障の充実化を図る対応を進めましょう。

男女がともに老後保障の充実化を図るために

3

青年就農給付金を夫婦二人で活用する時に

集落や地域の話し合いに基づいて市町村が作成する「人・農地プラン」に位置付けられると(もしくは位置付けられることが確実なケース)、新規就農者の支援対策として注目されている「青年就農給付金」(年齢要件は45歳未満)を、最長5年間受けられる仕組みがあります。

この「青年就農給付金」のうち、独立・自営就農後を対象とする「経営開始型」を活用する場合には、夫婦二人で就農したケースにおいて、一定の要件のもとに家族経営協定を締結し、夫婦相互に共同経営者であることが明らかにされると、通常の年間150万円の給付に対して、夫婦二人の合計で、その1.5倍の金額(年間225万円)を受け取れる制度があります。夫婦が力を合わせて、農業経営の開始を図って安定するまでの有力な布石として、活用することができます。

夫婦二人の
新規就農で
初期の経営を
軌道に乗せて
行くために

4

制度資金を借りる時に

農業経営内において、既存の経営部門に加えて、新たな経営部門を女性や後継者が主体的に開始しようとする場合などに、資金の調達が課題の一つとなります。農地等の固定資産の名義を持たないために担保力が不足するなどの要因から、意欲がありかつ確かな経営計画を立てても、融資が困難なケースが見受けられます。

そこで、こうしたケースをカバーするため、家族経営協定の締結に基づき、農業改良資金や農業近代化資金等の融資を、女性や後継者が自分名義で受けられる仕組みがあります。

女性や後継者が
主宰する経営部門を
展開しやすくする
ために

5

優良農地のあっせんを受ける時に

農業委員会は、地域農業の振興を図る有力な一環として、農地の「売り手と買い手」「貸し手と借り手」といった希望者の間に入り、農地のあっせんを行う事業を展開しています。こうした中で、家族経営協定を締結し、夫妻による共同経営であることを明確にした場合には、農業委員会が作成する農地のあっせんの受け手(買い手や借り手)となる候補者名簿に、夫妻両方の氏名が登載される仕組みがあります。これによって、夫ばかりではなく、女性が自分名義で農地の権利を取得する機会の拡大が図られます。

夫妻両者が
農地の権利取得を
受ける機会を
増やすために

以上、家族経営協定の仕組みとリンクを図った主な制度を取り上げました。

なお、こうした各種の制度を活用して行く場合には、家族経営協定の締結内容として盛り込むべき一定の要件があります。

地域をあげて家族経営協定の普及推進にどう取り組むか

家族経営協定は、農業の意欲ある担い手を育成するとともに、農業経営の体質強化を進める取り組みですから、地域の農地と担い手を守り活かす運動を助長することにもつながります。このため、農業委員会等が軸となり、地域農業の振興対策の一環として、家族経営協定の締結運動を効果的に推進して行くことが重要です。また、個々の農家内の実情に合わせて、協定締結は行われるものですが、その実施状況について、農家間で情報交換等を行うことで、お互いの励みとなり、家族経営協定の実効性を上げて行くことにもなります。

そこで、次のような取り組みを地域ぐるみで進め、家族経営協定の普及推進の原動力として行きましょう。

1

協定の普及に向けた啓発活動

夫妻や親子と一緒に参加できる研修会の場を設定し、家族構成員間の話し合いを基本とした家族経営協定の意義を、男女や世代を問わず、地域のより多くの農業関係者に普及啓発して行きましょう。また、農業経営の改善・後継者育成・年金などをテーマとした、各種の研修会とも連携し、多様な場面で協定の普及を図ることが大切です。



2

普及対象農家のリストアップ

協定普及に向けた啓発活動を幅広く行う一方で、締結運動を先導するモデル農家を増やすことが重要です。そこで、認定農業者はもとより、後継者が新規に就農したばかりの農家や、夫妻が協力し合って専門的に取り組む農家などのリストアップを通じて、協定普及の重点対象農家の明確化を図り、締結への働きかけを進めましょう。

3

協定書づくりへの 相談活動

経営目標の設定や、家族各人の報酬や役割など、多様な協定項目を明文化して行く上で、家族で話し合ったことを整理したり、その内容を的確な文面に表現することが大切です。こうした協定書づくりの過程について、地域の関係機関・団体の中で、サポートをする窓口を設け、相談活動に対応しましょう。



4

調印式の開催や 協定書写しの保管

家族経営協定の締結運動を、地域をあげた取り組みとして広く周知を図り、さらにその継続的な推進を実現する上で、毎年定期的に、立会人のもとでの調印式を開催することが効果的です。また、協定書の写しを農業委員会等が保管することで、その後の締結農家からの相談活動にも対応しやすくなります。

5

協定締結農家同士の 情報交換の促進

協定締結農家同士が、それぞれの協定の実行状況やその成果等を情報交換し合うことは、お互いにとって刺激となり、協定を守り生かして行く上での励みになるものと考えます。こうした場を地域ぐるみで設定することは、各農家が他の農家の取り組みを参考にしたり、協定の関連制度の周知にもつながることでしょう。



6

協定締結農家による 組織活動を支援

協定締結農家の情報交換が進む中で、その効果を一層継続的に発揮するために、組織の結成を図るケースが各地で見られます。P10の宮崎県串間市の事例もその一つです。協定締結農家による組織活動は、各農家や個々人の夢や悩みを打ちあけ合い、協定内容の見直しにも結び付けたり、会員家族同士の絆を深めることにもつながることでしょう。

協定農家が結集、 組織活動は お互いの励みに

宮崎県
串間市のケース



串間市家族経営協定連絡協議会・総会の様子

経営作目を越え家族全員で集う

宮崎県串間市の家族経営協定締結農家数は107戸（平成26年5月現在）となっている。同市には、協定農家間の自主的な交流組織として、「串間市家族経営協定農家連絡協議会」（呼称：ドリームファミリー）があり86戸が加入している。この協議会は、市農業委員会やJAの支援を受けつつ、加入農家による会費制をベースに運営され、総会や研修会等を軸に活動が行われている。市内の中核的な農家層が、経営作目を越えてかつ家族全員で一緒に集える機会として、同協議会は他の農業者組織にはない特徴を有している。同協議会主催の研修会では、過去に例えば、流通業者の社長からスーパーの求める農産物に関する講演や、家族の健康管理をテーマとした企画なども行われ、日頃の営農や暮らしに役立つ情報を、参加農家間で幅広く話題にする場となってきた。

協定を生かそう！グループトークも

また、同協議会では、家族経営協定をめぐり、会員間の意見交換を促進している。平成25年11月には、グループトークを実施した。それは経営者・経営者の妻・後継者・後継者の妻といった、各農家内の立場ごとに分科会を実施し、協定をめぐり取り組み状況や、そこでの各自の思いを、率直に語り合う場を設けた。

ここでは、農業への各自の意気込みが示された一方で、男女や世代の違いによる認識のギャップも明らかになった。この討議の成果は、平成26年5月の協議会総会で集約・発表され、各農家それぞれが今後の取り組みに生かそうと、気運が一層盛り上がった。特に、各農家内で協定書の内容を再確認し合うこと、話し合いを行い必要に応じて協定内容を見直すこと、内容に変更がなくても定期的に協定書を更新すること等の重要性が認識された。また、協定農家の若妻からの事例発表では、協定に基づき経営移譲を受けて、自分たち夫婦の経営に対する責任感が増したこと、家族内の意思疎通の大切さを強く感じていることなどが報告された。

協定で世代間の協力関係が強化

同協議会会長の吉田日出子さんは、以前に串間市の農業委員を務め、委員在任中には、協定農家の戸別訪問を行い、締結後のフォローアップ活動を精力的に展開した。また、同協議会の活動をめぐっては、会員農家間の情報交換を通じて、「他の農家の取り組み方を知ること、お互いの良き励みとなり、経営改善を進める際の参考にもなる」と指摘する。吉田会長自身も養豚農家で、家族間で協定を締結している。その経験を踏まえて「日々の営農において、世代間の協力関係を築き強化する上で協定は意義深い」と語っていた。

家族経営協定の普及推進は 国の政策にも位置づけられています

2つの「基本計画」に明記

「第3次 食料・農業・農村基本計画」より

—該当箇所の抜粋—

② 人材の育成・確保等

イ 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動の促進

女性の地域社会への一層の参画を図るため、**家族経営協定**の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及・啓発等を実施する。

「第3次 男女共同参画基本計画」より

—該当箇所の抜粋—

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

家族経営協定
締結数



成果目標
70,000件
(平成32年度)までに

2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

ア 女性の経済的地位の向上

- ・家族の話し合いによって女性の経営参画を促すとともに、経営全体の改善に有効な取組である**家族経営協定**の締結数の拡大及び継続的な有効活用の促進を図る。また、林業者や漁業者にも**家族経営協定**の普及推進を図る。

3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

ア 快適に働くための条件整備

- ・生産と育児や介護との両立を支援するため、仕事と生活の調和への配慮を含めた**家族経営協定**の締結や男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。

データ

全国の締結数は年々着実に増加！

農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」によると、全国の締結数は平成25年現在で52,527戸となっており、平成12年時点の14,777戸と比べると3.5倍強であり、年々着実に増加しています。

1

家族みんなが経営参画

- 「家族経営協定」に家族構成員一人ひとりが調印し、みんなで農業経営を築いているという考え方に立つことが大切です。
- 女性や若者も経営に参画し、家族みんなで経営方針の協議や収益の分配等を行う「パートナーシップ経営」を確立しましょう。

2

女性農業者の地位確立

- 農業就業人口の過半を占める女性の農業労働・家事労働を適正に評価するとともに、計画的な休日取得等を図ることが重要です。女性名義の固定資産（農地等）形成の促進も大事な課題です。
- お母さんや若妻さんの通帳を設け、「家族経営協定」を効果的に活用し、働きや経営の寄与に応じた確実な報酬の支払いを実現しましょう。

「家族経営協定」 4つのねらい



3

後継者の 自立をバックアップ

- 農業経営の円滑な世代交代を実現するため、「家族経営協定」を通じて、世代間で経営移譲の時期や方法を明確にするとともに、その内容に沿って中・長期的な経営計画を立てることが重要です。
- また、農業後継者が、新規の経営部門を導入する場合に、両親は、資金調達、経営資産の貸与等、幅広い応援をしましょう。

4

法人経営の確立を支援

- 農業経営の法人化が注目されていますが、その推進のためにも、まずは「家族経営協定」を通じて、農業に従事する者の地位確立や経営管理の近代化を図ることが必要です。
- また、農業経営の法人化の後も、家族の就業条件の明確化や相続をめぐる調整等を実現するため、引き続き「家族経営協定」を行いましょう。